

土壌・地下水汚染に係る自主調査結果の報告 がありました。

平成20年9月17日付けで、岡崎市戸崎元町地内のガステックサービス株式会社戸崎給油所跡地における土壌・地下水汚染に係る自主調査結果の報告がありました。その結果、土壌及び地下水の汚染が判明し、その概要は下記のとおりです。

記

- 1 事業所名称及び汚染が判明した土地の所在地
ガステックサービス株式会社 戸崎給油所跡地
岡崎市戸崎元町5番地4

- 2 調査結果

- (1) 土壌溶出量

調査をした結果、県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年愛知県規則第75号。以下「県条例施行規則」という。）第37条で定める土壌汚染等対策基準（土壌溶出量基準（第1号））を超過したものは、次表のとおりです。

特定有害物質名	土壌溶出量 測定結果最大値	土壌溶出量 基準値
ベンゼン	0.061 mg/l (6.1倍)	0.01 mg/l

注：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率

- (2) 地下水

調査をした結果、県条例施行規則第37条で定める土壌汚染等対策基準（土壌含有量基準（第3号））を超過したものは、次表のとおりです。

特定有害物質名	地下水 測定結果最大値	地下水 基準値
ベンゼン	2.0 mg/l (200倍)	0.01 mg/l

注：（ ）内は地下水基準に対する倍率

- 3 措置状況

土壌汚染の拡散防止のための措置として、アスファルト舗装等による遮断により飛散や雨水等による汚染の拡散を防止するとともに、拡散防止井戸及

びモニタリング井戸を設置します。拡散防止井戸より揚水された水は、浄化装置にて浄化したのち下水道へ放流されます。水質モニタリング調査については、定期的な監視を実施していきます。

4 市の対応

事業者に対し、土壌汚染に係る措置を適切に実施するよう指導していきます。また、地下水汚染が判明したため、周辺への影響を調査するための地下水調査を実施するとともに、周辺の住民の不安解消のため、汚染が判明した物質について、調査の希望があった場合は、水質調査を実施します。

5 事業者連絡先

住所 豊橋市駅前大通一丁目55番地 サーラタワー

名称 ガステックサービス株式会社

電話 0532-51-1177

【参考】

土壌汚染等対策基準

土壌又は地下水の特定有害物質による汚染状態が、人の健康又は生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断の基準となるものです。

ベンゼン

自動車用のガソリンに含まれ、自動車排出ガスからも検出されます。

蒸気を吸入したとき中枢神経へ影響を与えることがあります。

皮膚からも吸収され有害作用を及ぼすこともあります。

長期間の接触では、造血組織、肝臓、免疫系への影響が起り得ます。

発がん性物質です。